

政令番号202 ジビニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成27年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.1E+2	8.9E+1		299.0				299.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						4.6E+2	460.0	460.0
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		4.1E+2	410.0	410.2
12	千葉県	1.0E-1			0.1		4.0E+2	404.0	404.1
13	東京都								
14	神奈川県						1.1E+2	110.0	110.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						4.6E+2	460.0	460.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県	3.0E+0			3.0		3.9E+2	388.9	391.9
25	滋賀県	3.4E+0			3.4				3.4
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.2E+0			2.2				2.2
34	広島県	2.0E+1	5.1E+0		25.1				25.1
35	山口県	1.6E+1			16.0				16.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						6.0E+2	600.0	600.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.6E+1			76.0				76.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.3E+2	9.4E+1		425.0		2.8E+3	2,832.9	3,257.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。